

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体

行田市

2 構造改革特別区域の名称

「古代蓮の里ぎょうだ」のびのび英語教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

行田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

行田市は、利根川と荒川の二大河川を擁した肥沃な土地に恵まれ、古くから人の営みが見られ、国宝「金錯銘(きんさくめい)鉄剣」が出土した埼玉古墳群が物語るように、古代から政治、文化の中心であり、埼玉県名発祥の地と言われている。

中世には忍城が築城され、江戸時代は忍藩十万石の城下町として、さらには足袋の産地として全国にその名が知られるなど、常に県北における産業、経済、文化の中心的な役割を果たしながら発展を続けてきた。

また、市の東部にある「古代蓮の里」は、行田市の天然記念物である行田蓮(古代蓮)をシンボルとした公園で、1400～3000年ほど前から地中に眠っていた行田蓮の種が、自然に発芽して開花したことを記念して、平成13年に全面オープンした。花蓮の開花時期(6月中旬～8月中旬)には約10万株、41種類の花が咲き誇り、訪れる観光客を楽しませている。

本市は、「ふるさと行田輝きプラン(第4次総合振興計画)」を策定し、平成13年度から平成22年度までの基本構想、基本計画のもと「水と緑 個性あふれる文化都市」をめざして、様々な施策を行っている。また、平成13年4月には、行田市前谷(まえや)に「ものづくり大学」が開学し、大学を核とした文化都市構想も積極的に推進している。

教育分野では、個性ある義務教育の推進をめざし、子どもたちが個性を生かしながら自分の将来を見据えて生きていくことのできる力を身に付けられるよう、一人一人の能力、適性に応じた教育内容の充実を図るとともに、地域とふれあう、開かれた学校づくりを進めている。教育委員会では、特色ある学校づくりを財政面から支援するために「スクール・ルネサンス」事業を展開し、各学校が芸術鑑賞会や体験的学習等を実施する上での支援を行っている。

また、平成16年度からは、新たな施策として、構造改革特区(浮き城のまち人づくり教育特区)の認定を受け、本市独自の財源措置により市費負担教職員を任用することにより、小・中学校のそれぞれの学校段階の始期である小学校1・2学年及び中学校1学年において30人

以下学級の、中学校2・3学年において34人以下学級の学級編制を実施し、子ども達一人一人の能力・適性に応じたきめ細かな教育を推進している。

国際交流の分野では、本市の中学生を夏季休業中に海外に派遣し、現地の学校との国際交流やホームステイ等を通して、国際感覚を育成する「中学生海外派遣研修事業」が、平成17年度で15回目を迎えた。

平成16年9月1日現在、本市にはおよそ1,600名の外国人が居住しており、多くは工業団地の労働者として地元産業を支えている。小・中学校においても外国籍の児童・生徒数は年々増加しており、国籍も言語も多様化している。これらの子ども達を支援するため、市内小・中学校には日本語指導加配教員が4名在籍し、児童・生徒の日本語力に応じて日本語指導ボランティアを派遣している。

このような状況を踏まえ、本市では、英語指導助手(AET)を、平成元年度から市内中学校に、平成14年度からは小学校にも派遣し、児童がネイティブスピーカーと触れ合える機会を拡充しているところである。

また、平成18年1月より編入合併する旧南河原村の区域についても、当該構造改革特別区域の範囲とするものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

今日、国際化が急速に進展する中で、国際社会に生きているという自覚と、広い視野を持ち、国を超えて相互に理解し合うことは、ますます重要になってきている。また、我が国にあっては、今後一層国際社会に対して物的な面だけでなく人的にも貢献していくことが求められている。国際社会において、世界情勢や歴史的背景などを理解し、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を正しく伝える能力を育成することが極めて大切なこととなってきた。そのために、世界の共通語とも言われる英語を用いたコミュニケーション能力の育成が求められているところである。

平成15年3月に文部科学省は、「英語が使える日本人」育成のための行動計画において、中・高等学校を卒業したら英語でコミュニケーションができることを目標として示した。また、現行の学習指導要領から、中学校における外国語が選択科目から必修科目になり、学校教育において外国語教育重視の方針が示されたところである。

本市においても、英語教育の重要性に鑑み、ネイティブの英語指導助手(AET)制度を早くから導入し、平成元年度から市立中学校にAETを配置した。当初2名で始まったAET制度も、できるだけ多くの場面、多くの時間、子ども達に英語に触れさせようという考えのもとに、増員を重ね、平成15年度は6名、16年度は8名を雇用し、平均して、市立中学校には2校に1名、市立小学校には3校に1名のAETを派遣することになり、日常的に児童生徒が英語に接する環境が整備されつつある。17年度は11名のAETを小・中22校に、合併後以降は、12名のAETを小・中24校に配置する。17年度以降は、小学校でも2校に1名の割合でAETを配置し、義務教育終了後の時点で行田の子ども達が、英語によるコミュニケ

ーション能力の基礎を身に付け、自分の考えを英語で話したり、身の回りのことを英語で紹介できるなど、国際社会の一員としての役割を果たせる力を付けさせたい。

平成16年度、市内の小学校では、総合的な学習の時間における国際理解教育の一環として、全校で「英語活動」を推進しているところである。特に6校の「英語活動推進校」を指定し、英語活動のカリキュラム、指導法、教材・教具、教員研修等の様々な課題について研究した。

しかしながら、総合的な学習の時間の中での英語活動は、あくまで国際理解教育の一環であり、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」や「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること」をねらいとしたものである。これまで各小学校で行われていた総合的な学習の時間の範囲内での「英語活動」は、本市のねらいとする、「英語で表現することを体験的に学び、英語で自分の考えや気持ちを進んで表現する」など、英語によるコミュニケーション能力の育成を目的としたものとは、必ずしも言い難い面がある。

そこで、規制の特例措置の認定を受けることにより、全市的に小学校のカリキュラムの中に「英語活動」を位置づけ、学級担任とネイティブのAETとのチームティーチングにより、英語や外国の文化・生活に慣れ親しむ環境づくりを推進し、英語によるコミュニケーション能力を育み、小学校段階から子ども達を国際交流の担い手として育成する。

さらに、市民の中から英語に堪能な者を「のびのび英語ボランティア」として公募し、各学校の実態に応じて必要な学校に派遣する。「のびのび英語ボランティア」は、担任と英語指導助手(AET)の仲立ちをし、教材づくりや授業の準備の補助、授業の補助等を行うものである。

また、「のびのび英語ボランティア」や英語指導助手(AET)を活用して、土・日曜日や長期休業中に、市公民館等を利用して、希望する児童・生徒、市民、教員に「英語広場(仮称)」を実施し、地域社会でも英語についての関心を高めていく。

これらの取組を通して、保護者や市民の英語への関心が高まり、本市の国際交流活動や地域の活性化を図っていきたい。

6 構造改革特別区域計画の目標

行田市では、「国際社会に貢献できる人材の育成」を大きな目標とし、次代を担う子ども達に早期に英語に慣れ親しませ、豊かな国際感覚と英語によるコミュニケーション能力を身に付けた国際人の育成を目指す。

具体的には、「初歩的な英語活動を体験することや外国の人との触れ合いなどを通して、外国の言語や文化に対する興味や関心、親しみを持たせ、よき国際人としての素地を養うとともに、英語で初歩的なコミュニケーションを図る活動の楽しさを味わわせ、進んで英語活動をしようとする態度の育成を図る。」ことを目標とする。

さらに、次の4点ができるような児童を育成していく。

英語で初歩的なコミュニケーションを図ることに興味や関心を持ち、進んで英語活動を行う。

身近な生活に関して、初歩的な英語で表現することを体験的に学び、英語で自分の考えや気持ちを進んで表現する楽しさを味わう。

身近な生活に関する初歩的な英語の単語や英語でのコミュニケーションの仕方を体験的に理解し、英語活動に親しみを持つ。

英語活動を体験することや外国の人との触れ合いなどを通して、外国や自分の国の言語や文化に興味、関心親しみを持ち、進んでそれらのことを調べようとする態度を養う。

このような児童を育成するために、規制の特例措置を活用することにより、特区認定後は市内小学校全校の第3学年以上の全学級で毎週1時間、年間35時間の英語活動を実施する。小学校1・2学年については、月に1時間、年間10時間の英語活動を行う。この時間は、標準総授業時間数を超えた時間を充てるものとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 国際的な視野と英語でのコミュニケーション能力をもつ人材の育成

小学校からのびのびと英語を学んだ子ども達は、英語に対する興味・関心を持って中学校に進学し、義務教育終了段階では、挨拶を始め身の回りの出来事について簡単な英語でコミュニケーションを行うとともに、自分の思いを積極的に発信できる効果も期待できる。

また、人としての基礎を培う時期に外国人(AET)と出会い、ふれ合う直接体験を重ねることは、自分たちとは異なった文化を持つ異文化との出会いとして意義深いものがある。これらの相乗効果により、ゆくゆくは国際的な視野と英語でのコミュニケーション能力を持つ人材の育成が期待できる。

実施初年度は、児童に小学校修了段階で児童英検銅メダル(3級程度)程度の実力を付ける。平成20年度以降は、児童に小学校修了段階で児童英検金メダル(1級程度)程度の実力を付ける。

(2) 英語を通しての地域社会の活性化

小学校における英語活動を推進していくことにより、保護者の中で英語についての興味・関心が高まることが期待できる。また、平成17年度以降、市民の中から「のびのび英語ボランティア」を公募し、各学校の実態に応じて派遣する。さらに、「のびのび英語ボランティア」や英語指導助手(AET)を活用して、土・日曜日や長期休業中に、市公民館等を利用して、希望する児童・生徒、市民、教員に「英語広場(仮称)」を実施し、地域社会でも英語についての関心を高めていく。これらの取組を通して、新しいコミュニティの形成や、人々のネットワーク化が図られ、地域社会の活性化が期待できる。

(3) 国際的な人的交流の促進

英語指導助手(A E T)の雇用などの本特区事業に関わる直接的な雇用はもちろんのこと、英語を通しての地域社会の活性化の波及効果として、今後、一層外国人を受け入れることができる環境整備が整えば、外国からの観光客の増加や国際交流事業の開催などが期待できる。

さらに、本市のホームページに、さきたま古墳群や古代蓮公園などの観光名所や物産等を英語表記で公開し、国内在住の外国人のみならず外国へも本市の魅力を P R していくことによって、国際的な人的交流が促進されるものとする。

8 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 英語指導助手(A E T)派遣事業

本市では、市内の全小学校・中学校に英語指導助手(A E T)を派遣している。平成 1 6 年度は、小学校に 5 名、中学校に 3 名、計 8 名の A E T を派遣している。これは、小学校には 3 校に 1 名、中学校には 2 校に 1 名の割合である。1 7 年度は 1 1 名、1 8 年 1 月の合併以降は 1 2 名の A E T を招致し、小・中学校ともに 2 校に 1 名の割合で派遣してゆく。

本事業によって、市内全小学校の 3 学年以上は各学級に週 1 時間、1・2 学年は各学級に月 1 時間、A E T を派遣できるようになる。

(2) のびのび英語ボランティア事業

小学校における英語活動を円滑に推進していくために、平成 1 7 年度以降、市民の中から英語に堪能な者を「のびのび英語ボランティア」として公募し、各学校の実態に応じて派遣する。「のびのび英語ボランティア」は担任と英語指導助手(A E T)の仲立ちをし、教材づくりや授業の準備の補助や、英語活動授業の補助を行う。

(3) 英語広場(仮称)事業

平成 1 7 年度以降、英語指導助手(A E T)や「のびのび英語ボランティア」を活用して、土・日曜日や長期休業中に、市公民館等を利用して、希望する児童・生徒、市民、教員に「英語広場(仮称)」を実施し、市民の英語についての関心を高め、国際的視野を持つ市民の育成を推進する。

(4) 英語活動推進委員会の開催

平成 1 5 年度に、英語活動の準備のために英語活動推進校 6 校の代表者により、「英語

に親しむ活動推進委員会」を発足した。16年度は、推進校を主体として全小学校の代表者からなる「英語活動推進委員会」を組織し、カリキュラムや指導組織体制、指導方法に関することなど幅広く実践研究を進める。当該委員会は、次年度以降も継続して実施していく。

<英語活動推進校>

行田市立中央小学校

行田市立南小学校

行田市立北河原小学校

行田市立星宮小学校

行田市立太田西小学校

行田市立桜ヶ丘小学校

(5) 教員のための英語活動研修事業

英語活動授業の質を向上させるために、市教育委員会及び英語活動推進委員会を主体とした研修講座を実施している。平成16年度は、夏冬の長期休業中に各1回、6校の推進校を会場とする授業研究会を10回実施した。

17年度以降は、市内全域における英語活動の実施を迎え、推進校の担当者等を中心に市内全小学校教諭を対象に研修を行う。

(6) 中学生海外派遣研修事業

本市の中学生を夏季休業中に海外に派遣し、現地の学校との国際交流やホームステイ等を通して、国際感覚を育成する「中学生海外派遣事業」を実施している。平成17年度で15回を数えた。

(7) 日本語ボランティア派遣事業

日本語が話せない外国人児童・生徒が進学してきた際に、学校の要請により、日本語指導ボランティア団体の協力のもと、対象の子どもに日本語を指導する日本語指導ボランティアを派遣している。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別地域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

行田市の全市立小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日

4 特定事業の内容

本市の小学校では、これまで総合的な学習の時間に英語活動を実施してきたが、これは国際理解教育の一環として、各学校が独自に、総合的な学習の時間の趣旨やねらいに即した活動を実践してきたものである。そのために、英語によるコミュニケーション能力の育成を目標とした指導や評価を行うことはできなかった。この点を改善し、児童の適正や発達段階に応じながら、英語に親しみ、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るために、本市の目指す英語教育を推進していきたいと考えた。

特区認定後は、小学校に「英語活動」を導入し、市内の全市立小学校において英語教育を実施する。

本市教育委員会では、平成16年度より市内6校を英語活動推進校に指定し、カリキュラムの作成や教材づくり等を先導的に行ってきた。平成17年度は市内全校の第3学年以上の全学級で毎週1時間、年間35時間の英語活動を実施する。小学校1・2学年については、月1時間、年間10時間を「英語活動」に充てる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間等

平成17年度から事業を開始し、平成20年度までに本取組の評価を行い、改善を図っていく。

(2) 教育課程の基準によらない部分

小学校の教育課程に「英語活動」を導入する。

小学校3年生から6年生については、総合的な学習の時間から年間35時間を「英語活動」に充てる。そのため、総合的な学習の時間を35時間削減する。

小学校1・2年生については、月1時間、年間10時間「英語活動」を実施するが、こ

の時間は各教科等の標準総授業時間数を超えた時間を充てるものとする。

< 現行の教育課程 >

| 区 分 | 各 教 科 の 授 業 時 数 | | | | | | | | | 道徳 | 特別 活動 | 総合 的な 学習 | 総授 業時 数 |
|------|-----------------|-----|-----|----|-----|----|----------|----|----|----|----------|----------------|---------------|
| | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 | 生活 | 音楽 | 図画 工作 | 家庭 | 体育 | | | | |
| 第1学年 | 272 | | 114 | | 102 | 68 | 68 | | 90 | 34 | 34 | | 782 |
| 第2学年 | 280 | | 155 | | 105 | 70 | 70 | | 90 | 35 | 35 | | 840 |
| 第3学年 | 235 | 70 | 150 | 70 | | 60 | 60 | | 90 | 35 | 35 | 105 | 910 |
| 第4学年 | 235 | 85 | 150 | 90 | | 60 | 60 | | 90 | 35 | 35 | 105 | 945 |
| 第5学年 | 180 | 90 | 150 | 95 | | 50 | 50 | 60 | 90 | 35 | 35 | 110 | 945 |
| 第6学年 | 175 | 100 | 150 | 95 | | 50 | 50 | 55 | 90 | 35 | 35 | 110 | 945 |

< 特区認定後の教育課程 >

| 区 分 | 各 教 科 の 授 業 時 数 | | | | | | | | | 道徳 | 特別 活動 | 総合 的な 学習 | 英語 活動 | 総授 業時 数 |
|------|-----------------|-----|-----|----|-----|----|----------|----|----|----|----------|----------------|----------|---------------|
| | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 | 生活 | 音楽 | 図画 工作 | 家庭 | 体育 | | | | | |
| 第1学年 | 272 | | 114 | | 102 | 68 | 68 | | 90 | 34 | 34 | | 10 | 792 |
| 第2学年 | 280 | | 155 | | 105 | 70 | 70 | | 90 | 35 | 35 | | 10 | 850 |
| 第3学年 | 235 | 70 | 150 | 70 | | 60 | 60 | | 90 | 35 | 35 | 70 | 35 | 910 |
| 第4学年 | 235 | 85 | 150 | 90 | | 60 | 60 | | 90 | 35 | 35 | 70 | 35 | 945 |
| 第5学年 | 180 | 90 | 150 | 95 | | 50 | 50 | 60 | 90 | 35 | 35 | 75 | 35 | 945 |
| 第6学年 | 175 | 100 | 150 | 95 | | 50 | 50 | 55 | 90 | 35 | 35 | 75 | 35 | 945 |

(3) 要件適合性を認めた根拠

英語によるコミュニケーション能力の育成は、国際社会に生きる日本人としての自覚と人格の形成、個性豊かな文化の創造を目指しており、教育基本法に規定する「人格の完成をめざし」かつ「平和的な国家及び社会の形成者として」ふさわしい資質を備えた国民を育成するという第1条（教育の目的）にも合致している。

小学校3学年から6学年において、総合的な学習の時間を35時間削減するに当たって市内小学校の指導内容を検討したところ、総合的な学習の時間における「学び方学習」や「郷土を調べる学習」など小・中の連携が図れる分野を見通して内容を焦点化することで、そのねらいは十分に達することができると思う。今年度、市内小学校の教育課程検討委

員会「総合的な学習の時間部会」では、すでに70時間程度のモデル案を作成済みであり、各学校では次年度に向けて準備を進めているところである。

小学校1・2学年においても、英語活動を月1時間、年間10時間程度実施するが、この時間は各教科等の標準総授業時間数を超えた時間を充てるものとする。

(4) 計画初年度の教育課程の内容等

本市が目指す英語活動のねらい

小学校では、英語に触れ、親しみ、慣れ、簡単な英語を使って積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることを目標に、学年の発達段階に応じて指導計画を作成する。平成16年度に先行研究をしている英語活動推進校(6校)の実践や指導計画を踏まえ、各校の地域の特色を生かした学習ができるように、各校において作成していく。その際、平成20年度を目途に第1学年から第6学年までの指導計画等を、市内16の小学校において整備する。

また、本市では、英語活動を学級担任と英語指導助手(AET)とのチームティーチングを行うために、AETとの体験的な学習を通して、英語や外国文化への興味・関心を高められるよう指導計画を工夫する。

【指導計画全体目標】

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>初歩的な英語活動を体験することや外国の人との触れ合いなどを通して、外国の言語や文化に対する興味や関心、親しみを持たせ、よき国際人としての素地を養うとともに、英語で初歩的なコミュニケーションを図る活動の楽しさを味わわせ、進んで英語活動をしようとする態度の育成を図る。</p> | | | |
| 英語活動に向けての意欲 | 英語で表現することの楽しさ | 英語活動を通しての体験的な理解 | 外国の言語・文化への関心 |
| 英語で初歩的なコミュニケーションを図ることに興味や関心を持ち、進んで英語活動をする。 | 身近な生活に関して、初歩的な英語で表現することを体験的に学び、英語で自分の考えや気持ちを進んで表現する楽しさを味わう。 | 身近な生活に関する初歩的な英語の単語や英語でのコミュニケーションの仕方を体験的に理解し、英語活動に親しみを持つ。 | 英語活動を体験的に学習することや、外国の人との触れ合いなどを通して、外国や自分の国の言語や文化に興味や関心、親しみを持ち、進んでそれらのことを調べようとする態度を養う。 |

【各学年の目標及び主な題材】

| | 各 学 年 の 目 標 | 題 材 |
|------------------------|---|--|
| 第 1・ 2 学 年 | <p>「英語にふれる」</p> <p>歌、チャンツ、ゲームなどの活動を通して、英語のリズム、イントネーションを体で感じ取り、楽しく英語にふれる。</p> <p>英語をよく聞き、大きな声でまねる。</p> <p>外国人（英語指導助手）とかかわり、外国のことに興味・関心を持つ。</p> | <p>・あいさつ・からだ・学校生活（座りましょう）・色・アクション（ウサギのようにとぶ）・数（1～10）・食べ物・家庭生活・乗り物・買い物・異文化交流</p> |
| 第 3・ 4 学 年 | <p>「英語に親しむ」</p> <p>歌、チャンツ、ゲームなどの活動を通して、英語のリズム、イントネーションを体で感じ取り、基本的な英語表現に親しむ。</p> <p>英語であいさつしたり、簡単な英語の質問に進んで答えようとする。</p> <p>外国人（英語指導助手）とかかわり、外国の言葉や文化に興味・関心を持つ。</p> | <p>・あいさつ・時刻・国・天気・学校生活・公園・色・衣服・アルファベット・アクション・趣味・おもちゃ・数（1～20）・家族・食べ物・言葉遊び・職業・乗り物・店・買い物・異文化交流</p> |
| 第 5・ 6 学 年 | <p>「英語に慣れる」</p> <p>日常生活場面に応じた英語表現を聞いたり、話したりする活動を通して英語に慣れる。</p> <p>相手の話を聞き、自分や学校のことを簡単な英語で伝えようとする。</p> <p>英語を使って、進んで外国人（英語指導助手）とコミュニケーションを図ろうとする。</p> | <p>・あいさつ・時刻・国・からだ・学校生活・公園・色・衣服・アルファベット・アクション・趣味・おもちゃ・数（1～100、計算）・家族・食べ物（料理）・言葉遊び・職業・乗り物・買い物（6つのお店）・異文化交流</p> |

カリキュラムの作成

学年の発達段階を踏まえ、英語活動カリキュラムを作成する。平成16年度は、市内推進校6校を母体とした「英語活動推進委員会」を組織し、実際に英語活動に取り組み、実践的なカリキュラムの研究を行う。16年度中にモデル案を作成し、市内全小学校でこのモデル案を検討し、17年度にカリキュラムを編成する。さらに、作成したカリキュラムの妥当性について、実践を通して20年度を目途に検証し、よりよいものを目指していく。

評価

評価は、本市の英語活動の指導計画全体目標及び各学年の目標に基づき評価規準を定め、適切に評価を行っていく。

【評価規準】

ア．英語活動への関心・意欲・態度

イ．コミュニケーションの能力

ウ．外国の言語・文化への関心・理解

上記ア～ウを基に、児童の学習活動における活動状況から、目標への達成状況や努力しているところを積極的に評価するとともに、学習意欲を高めたり、目標意識をもって学習ができるように配慮する。評価は、学級担任が英語指導助手（AET）の協力を得て行うものとする。

評価については、英語活動推進委員会において平成20年度を目途に効果的な評価のあり方、評価方法について研究を行っていく。

通知票への評価の記入は、当分の間、通知票に英語活動の欄を設けて学期ごとに文章記述による評価を行う。記入にあたっては、児童の意欲・関心・態度を中心に、児童の学習活動における活動状況から、優れたところ、伸びたところ、努力しているところ、改善できたところ等の達成状況を積極的に評価し、目標意識をもって学習ができるように配慮する。指導要録についても、通知票に準拠して英語活動の欄を設けて評価を行う。

英語指導助手（AET）とのチームティーチングの充実

学級担任の他に、英語活動すべての時間に、ネイティブの英語指導助手（AET）とのチームティーチングが行えるように、市が外国人を雇用し各学校へ措置する。平成16年度は8名のAETであったが、17年度以降は11名に、18年1月の合併後は12名に増員し、小学校16校に専属のAETを8名派遣できるようにする。

教材・教具

平成16年度に先行研究をしている英語活動推進校において、教材・教具の準備を進めている。いわゆる「教科書」に相当するものは使用せず、推進校による自作教材の他に、絵本、紙芝居、フラッシュカード類を収集、整備している。著作権のない市内小学校の自作教材については、他校でも使用できるように積極的に活用していく。

小学校教員の研修の充実

ア 市教育委員会を中心に、英語指導助手（AET）と共同して、英会話習得のための実践研修や指導法の研修を定期的実施する。平成16年度は長期休業中（夏休み・冬休み）における全体研修及び推進校における授業公開等を実践している。

イ 各学校においては、英語指導助手（AET）との実践研修や指導案の作成、英語活動担当者を中心とした研修及び外部講師を招いての研修など校内研修の充実を図る。

平成17年度以降は、市教育委員会で英語活動指導員を委嘱し、各学校の研修に寄与していく。

英語指導助手（AET）対象の研修の充実

市教育委員会を中心に、英語指導助手（AET）の研修会を毎月1回実施し、教材の開発並びに英語教育、学校生活に関する情報交換、服務についての研修等を行い、資質を向上させ、学校での授業に生かす。

市外からの転校生への対応

小学校で市外から転校生が転入してきた際は、該当学校及び学年の英語活動の推進状況等を考慮し、学校（担任又は担当教師）、英語指導助手、「のびのび英語ボランティア」等により補充を行い適切に対応していく。

（5）市民との交流

小学校における英語活動を円滑に推進していくために、平成17年度以降、市民の中から英語に堪能な者を「のびのび英語ボランティア」として公募し、各学校の実態に応じて派遣する。

また、英語指導助手（AET）やボランティアを活用して、土・日曜日や長期休業中に、市公民館等を利用して、希望する児童・生徒、市民、教員に「英語広場（仮称）」を実施する。地域社会でも英語についての関心を高めていく。